

事業課題 1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2002	2003	2004	2005	2006		2007
		(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)	計画
民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用	(指標1) モニタリング指標 民間金融機関との協調出融資保証対象プロジェクトの、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (注1)	(48%)	新規 (48%)	(49%)	58% (50%)		57% (48%)	
	(指標2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率	23.9%	18.2%	19.3%	20.4%		36.5%	
民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入								
民間金融機関の環境審査への協力	(指標3) モニタリング指標 民間金融機関に対する海外における環境審査関連情報の提供件数		新規		6		2	
開発事業における民間資金との役割分担の明確化								
評価結果								

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 各プロジェクトにおける融資比率を単純平均。「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用

- (指標1)の実績は、昨年とほぼ同じ水準となりました(注2)。我が国企業が積極的に海外事業展開を進めるのに伴って資金ニーズも高まりつつありますが、海外、特に開発途上国向け融資の場合には様々なリスクが伴い、民間金融機関のみでは対応が困難なものも含まれます。本行は、公的機関としてのステータスを活かして開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現抑止機能等を発揮すると共に、豊富な業務実績によって培われた知見を活かし、各種案件の性質に応じたリスク対応のスキームを提供することで、民間資金の呼び水効果を発揮しました。例えば、カザフスタンのウラン鉱山開発事業では、本行が日本側出資者から大きな期待が寄せられたカザフスタンのカントリーリスクテイクを行うと共に、本行とカザフスタン側出資者である国営原子力公社との密接な協議・交渉を通じ、民間金融機関の協調融資を円滑に実現しました。

また、ブルガリアの風力発電事業やヨルダンの火力発電事業に対するプロジェクトファイナンス(注 3)においては、本行が相手国政府当局より事業の円滑な実施のための支援を確保し、民間金融機関と協調した融資の実現に大きく貢献しました。

(注 2) 2005 年度以降、指標の定義を見直して保証を計上対象に加えていますが、過去の定義で 2006 年度実績値を算出すると 48%となり、2002～05 年度平均値(49%)とほぼ同水準となります(上表の()内は、過去の定義に基づく実績値です)。

(注 3) プロジェクトファイナンス:主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

- ・ また、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関の融資部分を優先償還させるスキームを適用することで、協調融資の組成を円滑化しました。
- ・ (指標 2)の実績は、例年の水準を大きく上回りました(注 4)。我が国民間金融機関が海外業務への積極展開に転じつつある中、カントリーリスクへの対応の観点から、本行の保証業務のニーズが高まったと考えられます。主な実績は以下の通りです。

(注 4) 2006 年度の本行保証承諾実績は 6,038 億円(43 件)であり、2005 年度の実績(2,736 億円(38 件))に比して大きく増加しました。

- ベネズエラのメタノール製造プラント増設事業では、民間金融機関の融資部分に対して、本行が同国のポリティカルリスクにかかる保証を供与しました。
- ベネズエラでの原油・石油製品引取事業では、本行が協調融資先である民間金融機関の融資部分に対し保証を提供し、本行を含め総数 11 行から成る協調融資団を組成しました。
- メキシコ石油公社・電話会社やロシアの対外経済活動銀行向け民間シンジケートローンに対して保証を供与し、民間金融機関の国際金融ビジネスの展開を補完・促進しました。
- インド、タイ、マレーシア、ブラジルの地場銀行向けツーステップ・ローンや、中国政府、オマーン政府向け融資(いずれも事業開発等金融)において、協調融資先である民間金融機関の融資部分に保証を供与しました。

民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入

- ・ 海外業務への積極展開に転じつつある我が国民間金融機関の状況を踏まえ、以下のような取り組みを行いました。
 - ベネズエラでの原油・石油製品引取事業、ブラジルでのアルミナ精錬事業、フィリピンでの電力セクター改革支援に対する融資では、民間金融機関がリスク許容力に応じ債権を買い取ることができるよう、融資契約締結から一定期間経過後に、本行貸付債権を協調融資先に売却することが可能となるスキームを構築しました。

民間金融機関の環境審査への協力

- ・ (指標 3)については、民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」(2007 年 3 月末時点で 17 機関と締結済)に基づき、メキシコやブラジル向け融資の検討過程で、民間金融機関の要請を受けて環境審査所見等の環境審査関連情報を提供し、民間金融機関による環境配慮への取り組みを支援しました。
- ・ 指標には含まれませんが、本行の環境審査所見等を提供しない場合であっても、プロジェクトファイナンス案件のように、協調融資先と密接に協議しながら融資交渉を行う際には、協調融資先の求めに応じ、本行

の環境審査の知見・情報を共有し、案件組成を進めました。また、2006年11月に開催された国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注5)の年次総会では、本行がチェアを務めるアジア太平洋地域タスクフォースのアウトリーチグループの取り組みを報告し、民間金融機関と環境・社会配慮に関するノウハウの共有を図りました。

(注5) UNEP FI：金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約160の金融機関がメンバーとなっています。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・我が国経済産業省とベトナム計画投資省等が主催する「日越官民パートナーシップ(PPP)推進フォーラム」にスピーカーとして参加。従来、電力、道路、港湾等のインフラ整備の資金をODAに大きく依存していたベトナムにおいて、ODAと連携しつつ民間セクターの参画を促し、日越両国の官民パートナーシップによるインフラ整備を推進するための環境整備に向けた提言を行いました(議事内容は、アジアPPP推進協議会のウェブサイト http://www.asia-ppp.jp/pdf/sm070320_02.pdf で公表されています)。ベトナムにおいて、国際金融等業務、海外経済協力業務共に豊富な実績を有する本行の強みを活かした貢献と言えます。
- ・「GMS(注6)諸国における投資機会」のセミナーを開催し、現在では公的セクターの投資比率が圧倒的なシェアを占めるこれらの国々において民間投資が期待される分野に関する情報を、我が国関係者に対して提供しました。

(注6) GMS: Greater Mekong Sub-regions(拡大メコン地域)。ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、中国(雲南省・広西壮族自治区)から構成される。ADB(アジア開発銀行)が推進する開発・地域協力のフレームワーク。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資する取り組みを行いました。
 - ウルグアイ政府やブラジル石油公社の子会社が発行するサムライ債(注7)に、本行が保証を供与しました。いずれも、我が国民間金融機関がアレンジャーを務めています。これは、コロンビア政府公債への保証供与(2005年12月)に続く取り組みであり、我が国民間金融機関のビジネス機会創出に資するものです。

(注7) サムライ債：海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

- 原油価格高騰に伴うオイルマネーの急増等を背景として、イスラム金融が規模を拡大しており、我が国民間金融機関の関心も高まっていますが、我が国にはイスラム金融の実績がほとんどなく、ノウハウに乏しいのが実情です。本行は昨年度に引き続き、イスラム金融に関する我が国民間金融機関との情報共有を目指した取り組みを行いました。具体的には、民間金融機関との間でイスラム金融検討会を立ち上げたほか、2007年1月には、イスラム金融サービス委員会(注8)と共に、本行本店にて日本初のイスラム金融セミナーを開催。イスラム金融の監督・規制、法律、市場から見た展望等のテーマにわたり各専門家が講演し、イスラム金融に関心を寄せる金融機関関係者多数の出席を得ました。

(注8) イスラム金融サービス委員会(IFSB: Islamic Financial Services Board)：2002年、中東諸国をはじめイスラム諸国が中心になって組織されたもので、現在はマレーシアに事務局が置かれている。イスラム諸国の中央銀行等18の正会員、IMFや世界銀行等の10の賛助会員、JBIC等の82のオブザーバー会員で構成。イスラム金融に関する規制や規則や基準の統一化の検討等を行っている。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 民間金融機関が海外業務を積極化する方向に転じつつある一方、開発途上国には民間金融機関では対応困難なリスクも存在し、本行には、民間金融機関補完の原則に立ったリスク抑制や民間資金の呼び水効果の機能発揮が期待されています。金融手法の高度化・複雑化が進む中、リスクを細分化することで民間金融機関のリスク許容度に合致したスキームを提供するための更なる努力が必要です。